

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	木生谷地区 (木生谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地は、一部が自家菜園として利用されているものの、大半が耕作放棄地である。
- ・農業者は、高齢化が著しく、生産意欲も減退している。
- ・傾斜地にある未整備田のため、農地が変形で、区画も小さく、ほとんどの農地において軽トラックの進入路がなく、農地の他、水路、農道、畦畔等の管理が困難となっている。
- ・他地区から担い手の参入する見込みがない。
- ・鳥獣による被害が深刻化している。
- ・小規模高齢化集落であり、継続的な農地の維持は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き、自家消費用の野菜類を主要作物としつつ、農地を維持できるよう努めるが、後継者もない現状では、将来にわたって農業を継続し農地を維持することはできない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 将来にわたって農業を継続することが困難であり、農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することはできない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地は未整備のうえ傾斜地にあるため、農道も狭く、農業機械の通行にも支障をきたしている。また、水利面も不便な地域であり、農用地の集積・集約化は不可能である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業等を活用して農地を借り受ける担い手はいない。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業に取り組む予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない農地の増加が見込まれるものの、地域内外から多様な経営体を募って確保することはできない。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
農業協同組合、農業サービス事業者による農作業委託の取り組みができない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

※ 協議の結果、木生谷地区では地域計画のすぐの策定は難しい。